

連続 シリーズ

国保のおはなし



市では、国保財政の健全化を図るため、段階的に保険税率の見直しを進めています。平成24年度の保険税率については、昨年末の国民健康保険運営協議会からの答申に基づき、改定作業を進めています。

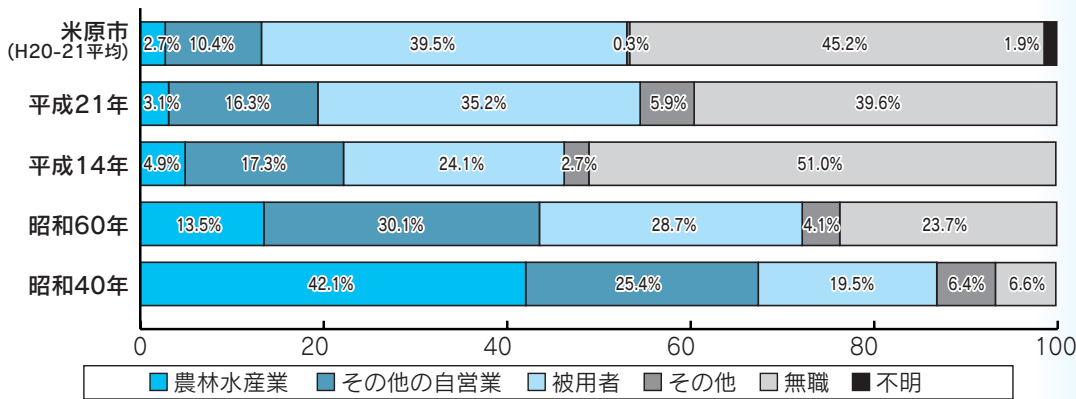
社会の変化と 国保加入者の変化

国民健康保険制度は、昭和36年の皆保険達成から50年を経る中で様々な制度改正が行われ、複雑な制度となっています。また、国保は制度的な問題を抱えており、平成21年度では全保険者（市町村等の国民健康保険制度運営主体）のうち、過半数が赤字となっています。

これは、国保には退職後の高齢者等の比較的所得の低い方が多く加入している一方で、かかる医療費は他保険制度よりも高いことの影響等によりです。下記のグラフは国保加入者世帯主の職業別割合の推移です。制度設立当初、国保は農林水産業や自営業の方のための保険制度とされていました。このため、昭和40年では全加入者の約7割が農林水産業や自営業の方で占められています。しかし、この後、社会の変化に伴ってこの割合は減少し続け、平成21年度には約2割に減少しています。

一方で、高齢化等の影響を受け、退職後の高齢者等の無職者が増加しているとともに、社会保険へ加入されない被用者（サラリーマン等）の割合が増加し、全加入者の7割以上を占めるようになっていきます。

(グラフ1) 世帯主の職業別世帯数構成割合について



(表1) 国保と他医療保険の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合けんぽ
加入者数 (平成21年3月末)	3597万人	3472万人 本人1951万人 家族1522万人	3034万人 本人1591万人 家族1443万人
加入者平均年齢 (平成20年度)	49.2歳	36.0歳	33.8歳
1人当たり平均所得 (平成20年度)	79万円	218万円	293万円
1人当たり医療費 (平成20年度)	28.2万円	14.8万円	13.0万円
1人当たり保険料 (平成20年度) <事業主負担>	8.3万円	8.8万円<17.6万円> 被保険者1人当たり 15.6万円<31.3万円>	9.1万円<20.3万円> 被保険者1人当たり 17.6万円<38.5万円>
保険料負担率 (平成21年3月末) 加入者1人あたり平均所得ベース	10.5%	4.0%	3.1%

●協会けんぽ

全国健康保険協会のこと。中小企業等で働く従業員やその家族のみなさんが加入されている健康保険です。

●組合健保

一定規模以上の社員がいる企業等で働く従業員やその家族のみなさんが加入されている健康保険です。

比較して考える 国保の状況

表1は国保と他の医療保険を比較した表です。国保は加入者平均年齢が他医療保険よりも高く、1人当たり医療費も高くなっていることが確認できます。一方で1人当たりの平均所得は低く、保険料も低くなっています。他の医療保険制度と比較して、国保は医療費等の支出額が多く、一方で保険税等の収入は少ない構造となっています。

医療保険制度全体で高齢者の加入割合に応じた調整制度等も設けられていますが、このような制度上の課題もあり、国保の運営は厳しい状況が続いています。

保険給付費の増加を抑制し、国保財政の健全化を図るためには、被保険者のみなさんの健康づくりが何よりも大切です。日頃からの健康管理を心掛けましょう。



お問い合わせ

市民部 保険課(近江庁舎)
☎ 52-6922 国 52-8730

国保のおしらせ

■ 市民部 保険課 (近江庁舎)
☎ 52-6922 FAX 52-8730

**国民健康保険の保険証・
高齢受給者証(1割負担の方のみ)の
更新時期です。**

■ 保険証

ご自宅へ3月中に郵送します。
新しい保険証(うす紫色)が
届いたら記載事項(住所・氏
名・生年月日等)を確認のうえ、
大切に保管してください。

◆ 4月以降、医療機関等を受診
される際は、新しい保険証
(高齢受給者証)を必ず提示
してください。



新しい保険証 (うす紫色)

■ 高齢受給者証

70歳以上の方で、
高齢受給者証の自己負担割合
が1割の方へ

**1割負担の方は
新しいものに
更新が必要です**

※ 4月1日以降、2割
負担に見直し予定で
したが、1割負担据え
置き措置が継続実施
になりました。

新しい受給者証を4月1日
以降に使用ください。

※ 医療機関等での自己負担割合
が24年7月31日まで1割と書
かれています。

◆ 新しい受給者証は
3月中に自宅へ郵送。
◆ 古い受給者証は最寄りの
市役所へ返却を。

3割負担されている
「現役並み所得者」の方へ

※ 今回(高年齢受給者証の更新は
なく、有効期限(7月31日)ま
で使用できます。

※ 期間内に後期高齢者医療制度へ移
行される方は誕生日の前日まで

4月以降、医療機関等を受診される際は、新しい保険証(高齢
受給者証)を必ず提示してください。

国保加入の方で
高額な外来診療を
受ける方へ

**4月1日以降、
窓口での支払いが
一定の金額にとどめられます**

病院または診療所などで高額な外
来診療を受けたとき、これまでの仕
組みでは1か月の窓口負担が自己負
担限度額以上になった場合でも、一
旦その額を支払いいただき、後日米
原市から「高額療養費」として支給
していました。

これについて、平成24年4月1日
からは限度額認定証などを提示すれ
ば自己負担限度額を超える分を医療
機関等の窓口で支払う必要はなくな
ることとなりました。(注1)

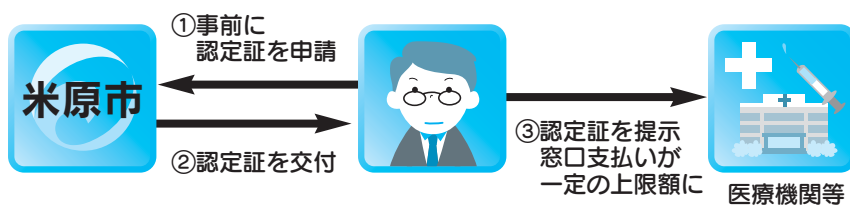
4月1日以降で、認定証が必要な
場合は保険証と印鑑をお持ちのうえ、
最寄りの市役所窓口で申請をしてく
ださい。(注2)

※ 既に認定証などの交付を受けてい
る方は、再申請の必要ありません。
現在お持ちの認定証などを医療機
関等に提示してください。

注1 「認定証」を提示しない場合は、
従来どおり「高額療養費」の手続
になります。(高額療養費の申請
は領収証が必要になります)

注2 国保税に未納のある方は交付で
きません。

4月1日以降の限度額超過分の支払いについて



なお、70歳以上の高齢受給者で、
市・県民税課税世帯の方は、この認
定証は不要です。高齢受給者証を医
療機関等の窓口で提示してください。